



自治体議員団
全国会議

2024年12月 No.29

発行人 檀上正光
編集人 山田 厚
(全国連合窓口 内海・村田)

農業に関する報告

広島県庄原市議会 福山権二

25年ぶりに「農業・食料・農村基本法」が改正

農政の基本理念や政策の方向を明示した「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正された。

その内容は、(1)食料の安定供給の確保、(2)農業の有する多面的機能の発揮、(3)農業の持続的な発展と(4)その基盤としての農村の振興を「理念」として掲げることによって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とした。

制定からおよそ四半世紀が経過して、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しているため、広範な関係者を含め、綿密な協議を経て成立したとされている。

経過は、2022年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い2023年5月29日に成立、6月5日に公布・施行。全国各地で農林水産省による説明会が実施された。

新法でも日本の食糧は日本でつくると明記しない

新法でも日本の食糧は日本国内で作るとのいう「理念」はない。日本で消費される食糧を安定的に供給することを明記し、「食糧安全保障」などと説明するが、その食糧を基本的に国内生産で賄うこと、食糧の自給率を100%にする方針はない。当然、食糧自給率を高めるための方針もない。

農業に携わる農民の状況 後継者消滅の恐怖

産業としての農業でコメ生産の領域を巡る現実には政府による「農業破壊」だと生産者は合意する。とりわけ、農地の区分で広大な平野地域と山脈の中に位置する中山間地では条件が全くことなる。中間山地の農業はコメ作り水田の管理で多面的機能を発揮し維持してきた。山林や傾斜地を開墾もし、水田や畑地として多様な野菜類をも生産し、とりわけ水田の保水力は水害発生を規制してきた。その歴史的な人間の作業（とりわけ集団作業）のなかで地方の文化も育み発展させてきた。

その価値ある歴史的経過が現在、根底から破壊されつづけている。その原因は、人口減の加速である。人口減の根拠は商品生産社会で商品生産労働者の労働力再生産費の不払いであることは明確になっている。「労働賃金の引上げは企業の責務」と経団連が方針化せざるを得ない社会状況に到達した、ということである。

中山間農業者の恐怖は、後継者の消滅である。

農家間の連携の希薄化

私は広島県北・典型的な中山間地で郵便局で働き、土曜日曜、年休で農作業に従事してきた「兼業農家」である。郵便局の給与所得の大半は農業機械の購入費として消えた。農業機械も耕運機からトラクターへ、稲刈りバンダー1条刈から6条刈コンバインに。田植え機も大型化し、最も困難な草刈り作業も刈払い機から自走式草刈り機が一般的になった。その都度、支出は増加した。

農作業の機械化は農地の構造改善事業で狭い水田を広げて水田数を激減させ広くしたことで可能になった。

水田個々の面積を拡大する事業は農家負担もあったが、兼業農家にとっては作業の省力化、短時間作業化につながった。しかし、農作業の機械化で地域共同作業は消滅し、地域の連携も希薄になった。村祭りも小規模化が加速した。

食糧管理法の廃止

太平洋戦争の最中の1942年（昭和17年）2月21日に、東條内閣によって制定された食糧管理法は食糧の生産・流通・消費にわたって政府が介入して管理するというもので目的は食糧（主に米）の需給と価格の安定である。

もともと、戦時下における国内外の米の流通不全を原因とした食糧、特に米の偏在を解消し、国民が平等に入手できることを目的にした制度であった。1994年（平成6年）まで続いた。

戦中戦後の食糧不足の時代には必要な法律であったが、飽食の時代となったことに加えて洋食や麺など食の多様化が進み、コメ余りになる程に供給過剰になった1970年頃から、政府米の収支が逆ザヤとなる問題や自主流通米以外の『ヤミ米問題』が発生。また世界から、ウルグアイ・ラウンドの自由貿易による『米市場開放』が要求された。これらを受けて、食糧管理法は1995年（平成7年）11月1日に廃止され、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）に引き継がれた。

この事態は、政府が国民の主食であるコメの生産量とその価格決定の場から退場する大転換で飽食の時代とはいえその食糧は海外からの輸入農産物であるから、海外事情の変化に強く影響される食糧確保になった。

この国政の判断は国内で安定した農業従事者数と安定した農産物生産量を前提としている。

この大前提が1973年から政府大企業群（経団連）が方針化した低賃金労働政策で瓦解に向かった。

低賃金労働の増大は資本主義社会では7000万人の労働者階級の消費力を減じ、国内総生産GDPの成長を著しく低下させ、OECD38か国比で3位から6位以下になり中国や韓国とも後退している。

国内経済不況は地域産業の劣化になり、人口減がこれをさらに加速させ、地域雇用は不安定化し人口減に加え都市への人口集中が加速した。広島県の人口減は国内最高レベルになっている。

コメの価格は農家が決める？

食糧管理法を廃止し、「コメは自由市場」に放出された。コメ農家は生産したコメを自力で販売す

ることになった。しかし、「コメの価格をいくらにするか」を自力で決定することは極めて困難で、コメ市場の動向など容易に把握できないし、消費者との接点を自力で開発することは極めて困難。従前どおり「農協に買い取ってもらう」方法を選択する以外にない。コメの価格は農協が決定している。その価格はコメ生産費（種や苗費、肥料費、防虫除草費、草刈り燃料費、水源管理費、水路維持費、農機類費、水田耕作・田植え、稲刈り費 色選・乾燥費 労働賃金等々）を適正に集計したものとなっていない。

農家は販売先を自力で決定することが出来ず、農協価格に合意して販売を終了する。結果、60アール程度コメ生産者は毎年30万円から40万円の赤字経営になる。

農業では食えない！農業はやめたほうがいい！

農家は耕作地の広がりや農作業機械の個人調達から農家の集団を組織し、「地域営農集団」として連携し、大型機械の購入と作業の連携を図った。この方法は政府の農業活性化対策として推進され、耕作放棄地が増加することの対策として、「中間直接支払い」制度も創設して「補助金制度」を拡充させてきた。

同時に日本社会の少子高齢化を展望して、政府は農業生産者を結合して法人化することを促進した。営農集団や農業法人は農作業の連携強化で広がっていった。

今日では、この法人も営農集団も「後継者不足」という局面にあり、これらの組織が解散する傾向が増えている。農家の次世代の若い層は、「赤字になる農業を継ぐことはできない」として賃金労働を選択し、農業法人は解散を余儀なくされている。

農業法人の「解散」は簡単には進めることができない。

その主要な原因は、農業法人登録の際、行政から農機具確保等で公的補助金を交付されている場合には、その補助金を返還する義務が発生する。

また、農業法人は、地域の高齢者所有の農地（水田）の管理運営を受け入れ、契約（小作契約）を締結していれば、その契約期間内は法人から他者へこの契約を締結することが農業委員会から要請される。法人解散はその宣言を発するのみで成就できない。

小作契約を交わした水田の所有者が死亡している場合、契約解除を協議する相続新所有者の選定が容易には実施できない場合がある。

農地の所有者と実際の耕作者の確かな契約行為が成立しない場合には、農業委員会は農地管理の変更を受理しない。来年3月末（本年度内）に契約関係を変更するためには、その合意契約書があり、さらに本年12月16日までに農業委員会にとどける義務も発生する。

経済不況と人口減が中山間地の農業経営を不可能にしている。

新たな農地構造改善事業

政府は新たに、農地の構造改善事業を農家の負担なしで実行する計画をすすめている。

その計画では、水田の畔部分を最低2メートルとしてトラクターの移動を可能にする設計にしている。この計画で水田畦畔の草刈り作業が大型機械使用で軽減されることになる。この大事業は水田の畑化にもなり、耕作者不足から国や県に農地管理を集約する方針だと農家は判断している。こ

の構造改善事業に応募しない土地はすべからく山地になることを推奨している感もある。有害鳥獣被害の深化も農家の農業意欲を減退させている。

中山間地の自然のなかで生活することを希望する青年層が増加傾向にある。都会の生活維持が極めて困難で田舎の生活を選択してその対策を検討している。空き家バンクには相談と現地調査に訪問者が増えている。

この傾向を進めるには、国の農業方針として、自国の食糧は自国で生産流通させるという大原則が前提になる。

政府がコメ生産費を調査してコメの最低価格を30キロ30000円と定め、市場価格で不足する額は政府予算のなかで補助するという財政支援を法制化して、農業従事者の生活安定と食糧自給率の大幅アップを図ることが必要である。

食料供給困難事態対策法（2024年6月14日参議院本会議で可決成立。来年6月施行の予定）

異常気象や海外での紛争などで食料が不足した場合に、政府は農家に対し生産出荷計画の作成を指示できる。

計画を届けない農家や従わない農家には最大20万円以下の罰金を科すことができる。